

博物館登録、変更届、定期報告、廃止届に係る事務取扱要領

1 趣旨

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）（以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する博物館の登録、法第 15 条第 1 項に規定する変更の届出、法第 16 条に規定する定期報告及び法第 20 条第 1 項に規定する廃止の届出について必要な事項を定めるものである。

2 登録要件

法第 13 条第 1 項に規定する博物館の登録は、次に掲げる要件に該当するかどうかを審査するものとする。

第 1 条 申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人を除く）

（1）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（2）申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（3）申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

第 2 条 申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者でないこと。

第 3 条 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、次の基準に適合するものであること。

（1）博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

（2）前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

（3）前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

（4）一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

（5）単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

（6）博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

（7）法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第 4 条 学芸員その他の職員の配置が、次の基準に適合するものであること。

（1）前条第 1 号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

（2）学芸員が置かれていること。

(3) 前条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第5条 施設及び設備が、次の基準に適合するものであること。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第6条 1年を通じて150日以上開館すること。

2 変更届

法第15条第1項による変更の届出は、変更しようとする内容を示す書類を添付して第3号様式により行うものとする。

3 定期報告

- (1) 法第16条に規定する報告は、第4号様式に職員体制の詳細（館長、学芸員、その他の職員の氏名及び職務内容）を示す書類を添えて毎事業年度終了後3月以内に行うものとする。なお、職員体制の詳細を示す書類は、登録申請時から変更が生じた場合にのみ提出するものとする。
- (2) 県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、博物館に対し、追加資料（収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供の実績を示す書類等）を求めることとする。

4 廃止届

法第20条第1項による廃止の届出は、第5号様式に廃止の内容を示す書類を添えて廃止した日から20日以内に行うものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。